

フランス社会保障法の権利構造

伊奈川, 秀和

<https://hdl.handle.net/2324/1500440>

出版情報：九州大学, 2014, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（2）

氏 名 : 伊奈川秀和

論 文 名 : フランス社会保障法の権利構造

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、フランス社会保障法の基本概念である連帯 (solidarité) の規範的意義を明らかにし、そこから我が国への示唆を得ることを目的とする。「第1部」では、フランスにおける連帯概念の発展と、社会法分野における展開の歴史を検討した。続く「第2部」では、フランスの主要な社会保障立法、社会保障関連立法を題材として、各制度における受給権の構造を分析し、具体的な個別制度の具体的な権利との関係で連帯概念が如何に機能しているかを検討した。「おわりに」では、まとめとして、従来の日本の社会保障法学が生存権を中心とした議論を行ってきた状況を確認するとともに、日本の実定法にも影響を及ぼしてきた連帯をより積極的に議論に取り入れることにより、現代の社会保障制度のより多角的で細やかな分析が可能となる旨を指摘した。

【フランス社会保障法の権利の基礎 (第1部)】

フランスにおいて連帯は、社会的リスクに集団的に対応するための社会保障法の基本概念である。歴史的には、ブルジョワ等の連帯主義者により主唱された連帯は、第三共和制下で隆盛を迎えることになる。これは、近接概念である友愛 (fraternité) と比べても、社会的準契約のように法的装いを有していたことなどが影響している。社会保障との関係では、連帯は初期の社会扶助立法を推進する原動力となった。一方、法的にも、連帯は、この時代の法学者によって法的概念にまで昇華することになる。とりわけ、遅れて登場した社会法にあっては、連帯が制度の発展に拠り所を与えることになった。現在、連帯は社会保障法典を始めとする実定法上の基本概念となっており、その規範性は憲法院及び破毀院によっても承認されている。

とは言え、多様な制度を内包する社会保障にあっては、連帯が有する意義も一意的ではない。社会保障の集団性に着目するならば、連帯には、職域連帯、地域連帯、国民連帯等の連帯類型が存在している。さらに、制度が依拠する連帯原理という点では、拠出制の社会保険が貢献による連帯であるのに対して、拠出を前提としない社会扶助は帰属による連帯が権利性の拠り所となっている。この結果、これら異なる連帯類型と連帯原理が絡み合うことにより現実の制度は構築されている。

我が国においても、連帯は各種社会保障立法に登場する実定法上の概念である。社会保障制度の創設期・発展期における立法資料からも、我が国は、当時からフランスの連帯主義の影響を受けながら、制度が整備されてきたことがうかがえる。

【フランス社会保障における権利保障 (第2部)】

第2部の検討は、大きく、社会保険に関するものと、社会保障関連制度に関するものに分かれる。

まず、フランスの社会保険は、上記の連帯原理のうち、基本的には貢献による連帯に根差した制度である。その拠出と給付の対価性については、否定説はあるものの、判例も認めるところである。確かに社会保険料は、法的にも税とは異なるものと理解されており、その淵源は対価性にある。しかし、社会保険の対価性は等価交換関係ではない。むしろ、強制加入・強制徴収による年金制度等

において、貢献による連帯に基づく拠出に対して受給権が発生するのは、公序と捉えられており、既裁定年金であっても、財産権的な不可侵性は承認されていない。そのため、既得権保護が必要となる場合、財産権的アプローチではなく、法の不遡及原則等の法の一般原則を援用することで裁判上も処理されている。

失業保険、補足制度、福利厚生制度、共済及び付加的年金制度も、社会保障関連制度として重要である。これら制度の場合には、労働協約を典型とする私法的性格の強い制度として出発しながらも、社会保障関係法令による規律に服するなど、一般的な労働協約とは異なる特徴を有する。例えば、給付・反対給付関係や財産権的な権利の不可侵性も、制度により差はあるものの、集団的な保障制度として、制度の維持・均衡を確保する必要性から制約を受けることになる。このような制約の根底には、社会保障と同様に貢献による連帯が社会保障関連制度にも存在している。ここにおいて、連帯は、市民法的な原理の修正原理として規範的な意義を有することになる。

【連帯による社会保障法の再構築（おわりに）】

生存権保障としての我が国の社会保障は、その実現のため、様々な立法技術が採用されている。その中には、市民法原理の連帯理念による修正と捉えることのできる制度が散見される。社会保険立法を例にとるなら、財政調整のための拠出には受益性の存在が必須であり、等価交換でないにせよ貢献による連帯の特徴である対価性が維持されている一方、無拠出制給付、保険料軽減・免除等のように、帰属による連帯に依拠する制度が混じり合っている。何れも貢献ないし帰属による連帯原理による市民法原理に対する修正として捉えることができる。

まとめるなら、我が国の社会保険でも、貢献による連帯に基づく拠出と給付の牽連性は存在するものの、等価交換的な対価性は消失している。むしろ、拠出が給付の要件（条件）という意味では、条件関係とも捉えられる。さらに、既裁定年金等の権利も、必ずしも財産権ということにはならない。物価スライドによる給付改善との整合性を考えるならば、既裁定年金も含め年金は貢献による連帯に依拠しており、その水準は保障集団と個人との利益の均衡によって設定されるという理解も可能である。

このように、連帯は、我が国の社会保障法学に新たな視座を提供するとともに、これにより生成発展する多様な制度を統合的に理解することが可能になる。その点で、連帯は、生存権を補完しながら、社会保障制度を領導する概念として位置付けることができよう。また、社会保障の権利義務関係を基礎付ける原理として連帯を位置付けることにより、一見すると複雑な社会保障制度が国民連帯と帰属による連帯（生活保護、無拠出制年金等）、職域・地域連帯と貢献による連帯（拠出制の社会保険等）といった形で一貫性をもって説明できることになる。